

病原体の所持等に係る規制の対象疾病について

令和8年10月更新

監視伝染病の病原体（99疾病）

家畜伝染病病原体（10疾病） 【所持に関して大臣の許可が必要】

- ・急速にまん延し、我が国の畜産の振興上、甚大な悪影響を及ぼすおそれが高いもの
(法第16条対象疾病及び海外伝染病であって発生時の我が国の畜産に与える影響が大きいもの)

(制度上の義務)

- ① 家畜伝染病発生予防規程の作成
- ② 病原体取扱い主任者の選任
- ③ 記帳義務
- ④ 施設及び保管の基準等
- ⑤ 災害時の応急措置

● 所持に関して特に重要な疾病(3疾病)

(重点管理家畜伝染病病原体)

牛疫(弱毒株以外)、口蹄疫、アフリカ豚熱

● 上記以外(8疾病)

(要管理家畜伝染病病原体)

牛疫(弱毒株)、牛肺疫、結核(ボービス)、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ

届出伝染病等病原体（13疾病） 【所持に関して大臣への届出が必要】

- ・我が国の畜産の振興上、大きな悪影響を及ぼす可能性がある又は口蹄疫との鑑別上重要なもの

(制度上の義務)

- ① 記帳の義務
- ② 施設及び保管の基準等
- ③ 災害時の応急措置

● 家畜伝染病(10疾病)

水疱性口内炎、ランピースキン病、出血性敗血症、ブルセラ症、結核(カプレ)、馬伝染性貧血、豚水疱病、低病原性鳥インフルエンザ(弱毒ワクチン株)、ニューカッスル病、家きんサルモネラ症

● 届出伝染病(3疾病)

悪性カタル熱、馬インフルエンザ、豚水疱疹

規制の対象外（78疾病）

- ・感染症予防法における規制
 - ・国内での野外感染状況、伝播力
 - ・輸入規制による管理での効果
- } 等を考慮

※ 家畜に接種する場合には、学術研究機関として指定

※ 一部のワクチン株や薬機法承認を受けた生物学的製剤に含まれる病原体等は規制対象から除外されている

※ 同一の疾病をその菌株やウイルス株等により規制の対象とするものと規制の対象外とするものに区分している場合があるため、疾病数の合計は監視伝染病数と一致しない。